

会 議 記 録 (要 点 筆 記)

会 議 の 名 称	議会運営委員会
開 催 日 時	令和5年10月25日(水) 午後1時00分から3時05分
開 催 場 所	宮代町役場 議会室
出席委員の氏名	委員長 田島 正徳 副委員長 西村 茂久 委員 小河原 正 丸藤 栄一 角野 由紀子 川野 武志 議長 合川 泰治
出席職員 の職・氏名	議会事務局長 押田 昭浩 主 幹 青木 豊
会議の公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
一部公開又は 非公開の理由	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
傍聴者の人数	0名
会議資料の名称	・次第 ・宮代町議会基本条例検証シート集計結果 ・宮代町議会基本条例検証シート ・宮代町議会議員政治倫理条例検証シート集計結果 ・宮代町議会議員政治倫理条例シート
記録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録

【基本条例】

田島委員長 前回に引き続き第15条から協議いたします。評価の段階としてはAが6、Bが6、Cが0でした。また評価の取組としては1が8名、2が3名、3が1名でした。第15条について意見がありますか。

(なしと言う声あり)

田島委員長 それでは、評価はA、取組は1ということになります。

田島委員長 次に、第16条についてでございますが、Aが6名、Bが5名、Cが1名、また、取組は1が7名、2が5名、3が0名という評価と取組の結果になっております。これについてご意見はありませんか。

田島委員長 ないようですので、評価はA、取組は1とします。
(はいと言う声はあり)

田島委員長 次に、第17条について協議いたします。評価についてはAが6名、Bが2名、Cが1名、取組については1が6名、2が5名、3が0名でした。これについて何かご意見がありますか。

田島委員長 ないようですので、第17条についても評価はA、取組は1とします。

田島委員長 続きまして、第18条についての評価はAが7名、Bが1名、Cが1名、取組は1が7名、2が3名、3が0名のアンケート結果になっております。こちらについても問題になるところはないようですので、評価はA、取組は1とします。

田島委員長 続いて第19条についての評価の段階はAが10名、Bが1名、Cが2名、取組としては1が11名、2が1名、3が1名でした。評価の段階としてはA、取組としては1でよろしいですか。
(はいと言う声あり)

田島委員長 次に、第20号ですが評価の段階はAが9名、Bが1名、Cが1名、取組としては1が10名、2が1名、3が0名でした。評価の段階はA、取組は1でよろしいですか。
(はいと言う声あり)

田島委員長 それでは議会基本条例については条例の改正はなしということでよろしいでしょうか。
(はいと言う声あり)

【政治倫理条例】

田島委員長 続きまして、政治倫理条例の検証に進ませていただきます。基本条例と同様に全議員に検証シートを提出いただいております。これを参考に協議を進めさせていただきます。

田島委員長 第1条の目的については検証の対象外ということでよろしいと思います。

田島委員長 続きまして、第2条について協議いたします。評価の段階として、Aが9名、Bが2名、Cが1名、また、評価の取組としては1が10名、2が2名、3が0名でした。何かご意見ありますか。

田島委員長 評価はA、取組は1ということでよろしいですか。

田島委員長 第3条について協議いたします。評価の段階としては、Aは8名、Bが3名、Cが1名、また、取組としては、1が9名、2が1名、3が3名でした。

- 事務局 (一部改正の説明)
- 田島委員長 第3条第5号の事務局の説明について審議したいと思います。自治法の改正があり宮代町の政治倫理条例も事務局の説明のとおり改正したほうがいいのではないかということになります。そして改正した場合のチェックはどのようにするかについては後ほど事務局から説明があると思います。それでは、第5号については改正の方向でよろしいですか。
- 田島委員長 杉戸町では6月定例会で改正および制定をしております。宮代町は検証作業のタイミングで改正を予定しておりました。どうでしょうか。自治法のとおり改正した方がいいのかどうかご意見ありますか。
- 丸藤委員 政令があるから通常はこのままでいいと思いますが、影響がある町条例は改正する必要があると思う。
- 田島委員長 宮代町の政治倫理条例第3条第5号についてはかなり影響があると思います。倫理条例がない自治体は自治法どおりですので、条例上は影響ないと思われます。
- 角野委員 自治法の改正があり、それが町の条例に影響するというのであれば改正すべきである。ただし、この資料にあるとおり公表する条例を制定することも留意しなければならない。それと議員のなり手不足もわかりますが、自治会長のなり手不足も同時に考える必要がある。
- 田島委員長 第5条第3号は想定していませんでしたので、事務局に資料作成を指示していませんでした。まず、第5号の改正についての審議をお願いします。
- 西村副委員長 今は第5号の改正についての審議をしているので、まずは大きいところから審議を進めることが大事だと思う。私は自治法が改正されたので、基本的に影響する条例がある自治体は当然改正しなければならないと思う。町の場合は第5号の改正である。
- 小河原委員 国が決めたことに従わないといけないということに抵抗がある。条例の趣旨からして、これ反対したっていいわけですよ。
- 川野委員 自治法の改正のとおりある程度、規制を緩めていってもいいのではないかと思います。ただし、議員を利用して、いろんなビジネスをしていくことは議員倫理から外れるところがあるので留意しなければならない。
- 田島委員長 第3条第5号に関しては改正の方向でよろしいでしょうか
(はいと言う声あり)
- 田島委員長 具体的な内容については事務局と調整していきたいと思います
また、3号の附属機関等の規定について質疑をお願いいたします。
- 西村副委員長 これは地区によって違います。自治会組織あるいは区組織で、その長にある人は政治的に中立でなくてははいけない。いろんな考え方の方々でその組織を構成している。そういう意味において、私の自治会では昔から三役と言われる

方は町の選挙には出ない。出たければ、辞めてからから出る。こういうことになっています。しかし、地区によってはお構いなく、出ることもなんら支障ないということで、こんな規制をしているのかと思われる。私も会長やっているときは、政治活動はタブーになっていた。

丸藤委員 私の地区の自治会も政治的な活動はしない。出来ないという風になっています。政治活動をやりたければ、そこから出ていくということになります。すごくわかりやすいと思います。

角野委員 3号については論議を重ねないと決まらないと思う。この3号は常に検証していかなければいけない項目です。この条例を制定時にも何回も考えながら決めていった経緯があるので、改選後の議員にも申し送りにして結構だと思う。

田島委員長 今回は第3条第5号の改正をして、第3号は来年度以降の検討事項にして進めてたらいかがという意見でしたが、それでよろしいですか。

(はいと言う声あり)

(休憩2時05分から2時20分)

田島委員長 第4条の協議を致します。評価の段階はAが8名、Bが2名、Cが1名、取組としては、1が9名、2が0名、3が3名でした。これについて意見を伺いたいと思います。

小河原委員 できるなら200分の1からもっと請求しやすいようにハードルを下げているのではないかと。

田島委員長 数字に関してご意見ありますか。

田島委員長 ご意見がないようでございますので、このまま継続いたします。第5条の協議に進みます。評価の段階としては、Aが10名、Bが0名、Cが0名、評価後の取組として、1が12名、2が0名、3が1名でした。

田島委員長 第5条を審議いたします。評価としてはAが10名、Bが0名、Cが0名でした。取組としては1が12名、2が0名、3が1名ということになります。第5条については評価はAとしてこのまま継続でよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

田島委員長 第6条を審議します。評価としてはAが8名、Bが0名、Cが0名、取組としては1が12名、2が0名、3が0名でした。これも評価はAとしてこのまま継続でよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

田島委員長 第7条を審議します。評価としてはAが9名、Bが0名、Cが1名、取組としては1が10名、Bが0名、3が1名でした。こちらも評価はAとして、このまま継続でよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

田島委員長 第8条を審議します。評価としてはAが9名、Bが0名、Cが1名、取組としては1が11名、Bが0名、3が1名でした。こちらも評価はAとして、このまま継続でよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

田島委員長 第9条を審議します。評価としてはAが9名、Bが1名、Cが2名、取組としては1が8名、Bが1名、3が2名でした。何かご意見ございませんか。こちらも評価はAとして、このまま継続でよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

田島委員長 第10条を審議します。評価としてはAが9名、Bが0名、Cが1名、取組としては1が10名、2が0名、3が0名でした。これもこのままで継続でよろしいでしょうか。こちらも評価はAとして、このまま継続します。

田島委員長 第11条を審議します。評価としてAが9名、Bが0名、Cが1名、取組としては1が10名、Bが0名、3が0名、こちらについてご意見ありますか。このまま継続で問題ないと思います。

田島委員長 先程審議いたしました第3条第5号に関連しまして、事務局から説明させます。

事務局 (公表条例の説明)

田島委員長 それでは第3条第5号の改正を踏まえて、議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定も必要だと事務局がら説明がありました。改正と合せて公表に関する条例を制定してよろしいでしょうか。

小河原委員 公表方法は。

田島委員長 公表方法については事務局と調整いたしますが、議長に報告するだけでなく、ホームページにも公表するということになります。それらを踏まえて条例等の調製をしたいと思います。

田島委員長 今回の検証はこれで終了ですが改正の条例案を審議したいと思いますので、11月9日に午後2時に議会運営委員会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。